

Vol.74

今回は 所得税

相談事例
紹介

会員相談室

相談委員 原田 和彦 (京橋支部)



電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後1時～2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



上場株式を売買し、配当所得がある場合の配偶者控除の可否

事例

甲は、昨年まで夫の控除対象配偶者となっていたが、本年(27年)から資産運用の一環として上場株式の売買を行いたいと考えている。上場株式の売買に伴い、その上場株式の譲渡損益や配当収入が生じるが、これらの損益や配当収入については非課税や申告分離課税等のさまざまな課税上の特例があると聞く。また、夫は給与所得者であり、甲にとって、控除対象配偶者に該当するかどうかに関心事である。

そこで、甲に係る上場株式の譲渡損益や配当収入について、課税の特例を受ける場合及び甲が控除対象配偶者に該当するか否かの判定上の「合計所得金額」について教示願いたい。

回答

上場株式に係る譲渡所得及び配当所得に係る配偶者控除等の人的控除の可否を判定する場合の合計所得金額は、次のようになる。

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(NISA)に係る上場株式の譲渡益や配当収入は合計所得金額に含まれない。

(2) 申告分離課税の適用を受ける場合、上場株式の譲渡損失があるときは、上場株式の配当所得の金額と上場株式の譲渡損失とを損益通算した後の金額が合計所得金額の基礎となる(措法37の12の2⑤、平20措令改正附則26②)。

(3) 繰越控除が認められる譲渡損失がある場合には、上場株式の配当所得の金額と上場株式の譲渡損失とを損益通算し(措法37の12の2⑤、平20措令改正附則26②)、さらに、上場株式の譲渡損失の繰越控除が適用される。ただし、人的控除の可否を判定する場合の「合計所得金額」は、この繰越控除適用前の上場株式の配当所得の金額が基礎となる(措法8の4③・措法37の12の2⑥)。

検討

1 株式の譲渡益及び受取配当等に係る課税の特例

本事例では上場株式の売買及び上場株式の配当に限定して検討する。

現在、株式の譲渡益及び配当については、課税の特例として、課税の除外(非課税)、分離課税及び課税の繰延が認められているが、この特例は、配偶者控除等の人的控除に係る「合計所得金額」の計算に関連するので、まず、特例の概要を述べる。

(1) 非課税措置：非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(NISA)

居住者等が、非課税口座を開設した日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過するまでの間に、譲渡をした場合所得税を課さない(措法9の8、37の14①)。

なお、非課税口座内上場株式等の譲渡損失は、所得税法等の規定の適用上ないものとみなされる(措法37の14②)。

(2) 申告分離課税

平成25年度改正においては株式の譲渡所得は一律15.315%(住民税と合わせると20.315%)の税率で分離して課税することとされた。申告分離課税の特例には次のものがあり、その株式

の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分して計算した金額に対して課税する。

ア 株式に係る譲渡所得等の課税の特例(措法37の10)

イ 特定管理株式の譲渡に係る所得計算の特例(措法37の10の2②)。

ウ 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例(措法37の11の3①)。

(注1) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得等については、源泉徴収を選択することができる(措法37の11の4①)。

(注2) 源泉徴収選択口座を選択した場合には、確定申告を要しない。ただし、源泉徴収選択口座で譲渡損失が生じた場合に、損益通算又は繰越控除を行うときは、確定申告を行うことができる。

(注3) 源泉徴収選択口座を選択した場合に、源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合には、その都度還付される。

(3) 課税の特例と合計所得金額の計算との関係

以上の課税の特例において、非課税とされる特例の対象となる所得は、人的控除の判定上の「合計所得金額」額には含まれない。

また、申告分離課税は、総合課税の対象とならないということであって、その所得は「合計所得金額」の計算の基礎となる所得金額に含まれる。

しかし、上場株式に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の制度があり、これらの制度を適用した場合の「合計所得金額」は、以下のようになる。

2 上場株式に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

平成21年1月1日より、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得の損益通算の仕組みが導入されるとともに、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象に上場株式等に係る配当所得の金額が追加された。

3 上場株式に係る配当所得課税制度

平成20年度税制改正で上場株式の配当所得等についても、上場株式の譲渡所得と同様に申告分離課税制度が導入された(措法8の4)。

ただし、申告分離課税を選択した場合は、申告する上場株式等の配当等に係る全ての配当所得について選択しなければならないこととされる。

申告分離課税の対象とされる上場株式の配当所得の金額は、所得税法の規定に従って計算されるため、上場株式の配当等の収入金額が配当所得金額となる(所法24②)。ただし、上場株式を取得するための負債利子がある場合は負債利子を控除した後の金額となる(所法24②ただし書)。

なお、申告分離課税であっても、配当所得金額は、人的控除を判定する場合の「合計所得金額」の計算上の所得の金額に含まれる(措法8の4③一)。

4 上場株式の譲渡損失と配当所得の損益通算

(1) 株式の譲渡益課税については原則として、「株式等に係る譲渡所得等の計算上生じた損失の金額はなかったものとみなされる」(措

法37の10④)が、上場株式に係る譲渡損失が生じた場合は、上場株式の配当所得を限度として、その年分の上場株式に係る配当所得の金額の計算上控除(損益通算)することができる(措法37の12の2①)。

(2) 上場株式に係る譲渡損失と上場株式の配当所得との損益通算を適用した場合、申告分離課税の対象となる上場株式の配当所得の金額は、上場株式の譲渡損失と配当所得を損益通算した後の金額となる(損益通算を適用した場合の措置法8の4の読替規定により)。

したがって、人的控除の可否を判定する場合の「合計所得金額」は、この損益通算をした後の金額で計算することになる。

5 上場株式に係る譲渡損失の繰越控除

申告分離課税による上場株式の譲渡損失の繰越控除を適用した場合、上場株式に係る配当所得の金額又は株式等に係る譲渡所得等の金額は、繰越控除後の金額をその年の上場株式等の配当所得の金額又は株式等の譲渡所得等の金額として申告分離課税に関する規定を適用する(措法37の12の2⑩)。

しかし、人的控除の適用要件となる「合計所得金額」については、繰越控除を適用する前の上場株式の配当所得の金額を基礎として計算する。すなわち、繰越控除を適用する場合、配当所得金額につき人的控除の可否を判定する場合の「合計所得金額」については、繰越控除前の上場株式の配当所得の金額で判定することになる。

この法的根拠は措置法第37条の12の2第10項において、同法第8条の4の「上場株式等の配当所得の金額」及び同法第37条の10の「株式等の譲渡所得等の金額」につき申告分離課税を適用した場合の読替が規定されているが、この規定からは措置法第37条の10第6項(扶養控除等の所得要件)が除かれていることにある。

6 結論

上場株式についていえば、課税の特例としての非課税措置(NISA)及び申告分離課税を適用することができる。非課税措置を適用した場合には、譲渡所得又は配当所得は、合計所得金額に含まれない。

また、申告分離課税を選択した場合には、申告分離に係る上場株式の譲渡損失がある場合には、上場株式の配当所得の金額と上場株式等の譲渡損失とを損益通算した後の金額が合計所得金額の計算の基礎となる。

さらに、上場株式の譲渡損失の繰越控除が適用される場合には、申告所得金額は繰越控除後の金額となるが、人的控除の可否を判定する際の「合計所得金額」は、この繰越控除適用前の上場株式の配当所得の金額が基礎となる(措法8の4③・措法37の12の2⑥)。

注) 内容は、平成27年1月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。